

議案第 48 号

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年新座市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（家庭保育室等の職員）</p> <p>第 4 条 認可外保育施設のうち、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 6 人以上である施設（以下「家庭保育室等」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である 1 1 時間（開所時間が 1 1 時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下この号において同じ。）において、満 1 歳未満の小学校就学前子どもおおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 2 0 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の小学校就学前子どもおおむね 3 0 人につき 1 人以上であり、かつ、1 の施設につき 2 人以上であること。この場合において、主たる開所時間である 1 1 時間以外の時間帯については、常時 2 人（保育されている小学校就学前子どもの数が 1 人である時間帯にあつては、1 人）以上であること。ただし、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 6 人以上 1 9 人以下の施設における複数の満 1 歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）にあつては、1 人以上であることとする。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（家庭保育室等の職員）</p> <p>第 4 条 認可外保育施設のうち、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 6 人以上である施設（以下「家庭保育室等」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である 1 1 時間（開所時間が 1 1 時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下この号において同じ。）において、満 1 歳未満の小学校就学前子どもおおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 2 0 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の小学校就学前子どもおおむね 3 0 人につき 1 人以上であり、かつ、1 の施設につき 2 人以上であること。この場合において、主たる開所時間である 1 1 時間以外の時間帯については、常時 2 人（保育されている小学校就学前子どもの数が 1 人である時間帯にあつては、1 人）以上であること。ただし、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 6 人以上 1 9 人以下の施設における複数の満 1 歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯<u>並びに夜間及び午睡の時間帯</u>以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）にあつては、1 人以上であることとする。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

家庭保育室等に係る保育に従事する者の数の基準を改めたいので、この案を提出するものである。